

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年9月26日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナール（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラーン（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド
（UBS（Lux）Strategy Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

記名式無額面受益証券

上限見込額は以下のとおりである。

UBS(Lux)ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル
(米ドル)

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,128億円)を上
限とする。

クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 受益証券 1,000億円を上
限とする。

UBS(Lux)ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル
(米ドル)

クラスP - a c c 受益証券 8億8,000万米ドル(約1,128億円)を上
限とする。

クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 受益証券 1,000億円を上
限とする。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=128.21円)による。

(注2)2021年11月15日付で、サブ・ファンドの名称が「イールド(米ドル)
(Yield(USD))」から「イールド・サステナブル(米ドル)(Yield
Sustainable(USD))」に、「グロース(米ドル)(Growth(USD))」から
「グロース・サステナブル(米ドル)(Growth Sustainable(USD))」にそ
れぞれ変更された。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年7月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、サブ・ファンドの投資方針、投資制限ならびに手数料等及び税金の変更に伴い設立地の目論見書が変更されたことから、これらに関する記載を訂正するため、また、ファンドの約款が変更されたことから変更後の約款を添付するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

1991年4月23日	SBCグローバル・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧管理会社）の設立
1991年7月22日	ファンドの約款締結
1991年7月23日	メモリアルで公告
1991年9月3日	メモリアルに預託通知を掲載
1997年4月28日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
1998年10月29日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2000年4月4日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2001年4月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2006年6月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2010年9月15日	旧管理会社からUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへ ファンドの管理会社としての機能の承継 ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年7月1日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年11月15日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2012年7月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2015年2月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2017年4月25日	ファンドの約款変更（効力発生日：2017年4月28日）
2018年7月3日	ファンドの約款変更（効力発生日：2018年8月3日）

<訂正後>

1991年4月23日	SBCグローバル・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧管理会社）の設立
1991年7月22日	ファンドの約款締結
1991年7月23日	メモリアルで公告
1991年9月3日	メモリアルに預託通知を掲載
1997年4月28日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
1998年10月29日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2000年4月4日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告

2001年4月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2006年6月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2010年9月15日	旧管理会社からUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへ ファンドの管理会社としての機能の承継 ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年7月1日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年11月15日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2012年7月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2015年2月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2017年4月25日	ファンドの約款変更（効力発生日：2017年4月28日）
2018年7月3日	ファンドの約款変更（効力発生日：2018年8月3日）
2022年8月26日	ファンドの約款変更（効力発生日：2022年9月26日）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

投資方針

ファンドの目的は、元本の保全、純資産の流動性および環境問題または社会問題への取組みを十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

一般投資方針

（中略）

各サブ・ファンドは、「（5）投資制限」の記載に従い、先物（先物、先渡しおよびノンデリバブル・フォワード（NDF））ならびにオプションの売買、「（5）投資制限」第1.1（g）項に記載の金融商品に対するスワップ取引（スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ）の締結、ならびに投資およびヘッジ目的で有価証券に対するオプションを含む取引を行うことができる。

オプション、先物およびスワップの市場は不安定であり、利益を得る機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資よりも高い。かかる技法および手段は、これらが各サブ・ファンドの投資方針に従い、かつ、各サブ・ファンドの質を低下させない場合にのみ用いられる。有価証券を購入する権利を保有者に付与するワラントについても同様である。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドにおいて、投資対象の市場、セクター、借り手、格付および企業が幅広く分散されるよう、注意を払わなければならない。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針で別途定めのない限り、既存のUCITSおよびUCIにその純資産の100%を上限として投資することができる。

（中略）

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を重視しているグローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、インカム志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する欧州連合

(EU)規則2019/2088第8条第1項に基づき、環境的および社会的な特性を促進する。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除く。)の少なくとも70%を金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第8条に基づき環境(E)および/もしくは社会(S)の特性を考慮する投資戦略、または金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第9条に基づきサステナブルな投資の実行もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に配分する。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式:

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド:

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB-を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債:

国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式:

特定の環境的もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因(例えば、男女共同参画等)の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式:

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式:

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド:

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債:

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

さらに、EU規則2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能なファイナンス資金調達側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

投資方針は、リスクを低く抑えつつ、基準通貨建てで魅力的な水準の収益を収めることを目指すことである。この目的のために、利息が付される資産を中心として、世界中で幅広く分散投資を行う。固定利付資産に投資するサブ・ファンドと比べて株式の投資配分が高いため、投資リスクの水準が基本的に固定利付資産に投資するサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨: 米ドル

UBS(Lux)ストラテジー・ファンド-グロース・サステナブル(米ドル)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を重視しているグローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、キャピタルゲイン志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する欧州連合(EU)規則2019/2088第8条第1項に基づき、環境的および社会的な特性を促進する。サブ・ファンドの資産(流動資産およびデリバティブを除く。)の少なくとも70%を金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第8条に基づき環境(E)および/もしくは社会(S)の特性を考慮する投資戦略、または金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第9条に基づきサステナブルな投資の実行もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に配分する。

サステナブル投資は、以下の8つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式:

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド:

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB-を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 開発債：

国際開発金融機関（以下「MDB」という。）が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式：

特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因（例えば、男女共同参画等）の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業が発行する債券

さらに、EU規則2020/852（「タクソノミー規則」）に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能なファイナンス資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

投資方針は、基準通貨建てで高水準の元本成長を目指すことである。この目的のために、資産の大部分を基本的に株式に投資しながら債券および株式に対して幅広く分散投資を行う。このため、サブ・ファンドの投資リスクは基本的にバランス型のサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

<訂正後>

投資方針

ファンドの目的は、元本の保全、純資産の流動性および環境問題または社会問題への取り組みを十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

一般投資方針

（中略）

各サブ・ファンドは、「（5）投資制限」の記載に従い、先物（先物、先渡しおよびノンデリバラブル・フォワード（NDF））ならびにオプションの売買、「（5）投資制限」第1.1（g）項に記載の金融商品に対するスワップ取引（スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・

スワップ)の締結、ならびに投資およびヘッジ目的で有価証券に対するオプションを含む取引を行うことができる。

オプション、先物およびスワップの市場は不安定であり、利益を得る機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資よりも高い。かかる技法および手段は、これらが各サブ・ファンドの投資方針に従い、かつ、各サブ・ファンドの質を低下させない場合にのみ用いられる。有価証券を購入する権利を保有者に付与するワラントについても同様である。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として付随的に流動資産を保有することができる。例外的な市況の悪化により求められる場合、および投資家の利益を考慮してそのような違反が正当化される場合に絶対的に必要となる期間を超えない期間において、上限の20%を一時的に超過することができる。当該制限は金融派生商品のリスクをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41条第1項の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット型投資信託は、2010年法第41条第2項の意味するところの付随的な流動資産としての適格性を満たしていない。付随的な流動資産は、当該時のもしくは例外的な支払をカバーするために即座にアクセスできる銀行の当座預金で保有される現金等の要求払預金、または2010年法第41条第1項に基づく適格資産への再投資のために求められる期間もしくは市況の悪化時に絶対的に必要である期間を超えない期間に限定しなければならない。サブ・ファンドは単一の金融機関の要求払預金にその純資産の20%を超えて投資してはならない。

サブ・ファンドにおいて、投資対象の市場、セクター、借り手、格付および企業が幅広く分散されるよう、注意を払わなければならない。

各サブ・ファンドの特定の投資方針に別途定めのない限り、特別買収目的会社（以下「SPAC」という。）への投資の上限をサブ・ファンドの純資産の3%とする。詳細な情報については「特別買収目的会社（SPAC）」の項を参照のこと。

サブ・ファンドは、各サブ・ファンドの投資方針に別途定めのない限り、既存のUCITSにその資産のすべてを投資することができる。UCITS以外のUCIへの受益証券への投資がサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

（中略）

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - イールド・サステナブル（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を重視しているグローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、インカム志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示（以下「SFDR」という。）に関する欧州連合（EU）規則2019/2088第8条第1項に基づき、環境的および社会的な特性を促進する。サブ・ファンドの資産（流動資産およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第8条に基づき環境（E）および/もしくは社会（S）の特性を考慮する投資戦略もしくは同等の適格性を有する投資戦略、または（b）金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第9条に基づきサステナブルな投資の実行もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略もしくは同等の適格性を有する投資戦略に配分する。

サステナブル投資は、以下の9つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド:

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB - を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 国際開発金融機関債:

世界銀行等の国際開発金融機関(以下「MDB」という。)が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式:

特定の環境的もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因(例えば、男女共同参画等)の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式:

様々な重大なESG課題の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式:

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド:

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の債券

i) 新興国市場へのサステナブルな投資：

新興市場の民間セクターのための資金を調達するためおよび開発金融機関の取組みを支援するために
確定利付の投資対象および外国為替を通じて資金を調達する方法としての戦略

さらに、EU規則2020/852（「タクソノミー規則」）に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能なファイナンス資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータ入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの当該投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

投資方針は、リスクを低く抑えつつ、基準通貨建てで魅力的な水準の収益を収めることを目指すことである。この目的のために、利息が付される資産を中心として、世界中で幅広く分散投資を行う。固定利付資産に投資するサブ・ファンドと比べて株式の投資配分が高いため、投資リスクの水準が基本的に固定利付資産に投資するサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド - グロース・サステナブル（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドはアクティブ運用を行い、環境的および/または社会的な特性を重視しているグローバルに分散された基準通貨建てのポートフォリオを追求する、キャピタルゲイン志向の投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示（以下「SFDR」という。）に関する欧州連合（EU）規則2019/2088第8条第1項に基づき、環境的および社会的な特性を促進する。サブ・ファンドの資産（流動資産およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第8条に基づき環境（E）および/もしくは社会（S）の特性を考慮する投資戦略もしくは同等の適格性を有する投資戦略、または（b）金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する規則第9条に基づきサステナブルな投資の実行もしくは二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略もしくは同等の適格性を有する投資戦略に配分する。

サステナブル投資は、以下の9つのESGカテゴリーの1つまたは複数を含むものとする。

a) ESGエンゲージメント株式：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。

b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：

本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるために、アセット・マネージャーが債券保有者として、BBB - を下回る格付けが付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。

c) 国際開発金融機関債：

世界銀行等の国際開発金融機関（以下「MDB」という。）が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

d) ESGテーマ別株式：

特定の環境もしくは社会的な難題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業、および/または単一のESG要因（例えば、男女共同参画等）の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式

e) ESG改善型株式：

様々な重大なESG課題の管理を改善している企業の株式

f) ESGリーダー株式：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：

環境プロジェクト、社会福祉機関またはサステナブル発行体に充当する資金を調達するための債券。このような種類の発行体には、一般的に企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

h) ESGリーダー債：

様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の債券

i) 新興国市場へのサステナブルな投資：

新興市場の民間セクターのための資金を調達するためおよび開発金融機関の取組みを支援するために確定利付の投資対象および外国為替を通じて資金を調達する方法としての戦略

さらに、EU規則2020/852（「タクソノミー規則」）に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能なファイナンス資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、サブ・ファンドの投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「大きな害を与えない」という原則は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮したサブ・ファンドの当該投資対象のみに適用される。サブ・ファンドのそれ以外の投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

投資方針は、基準通貨建てで高水準の元本成長を目指すことである。この目的のために、資産の大部分を基本的に株式に投資しながら債券および株式に対して幅広く分散投資を行う。このため、サブ・ファンドの投資リスクは基本的にバランス型のサブ・ファンドに比べて高くなる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場およびコモディティに投資することができる。

基準通貨：米ドル

(5) 投資制限

< 訂正前 >

(前略)

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

(i) トータル・リターン・スワップにより取得される純リターンの100% (直接および間接的な運営コスト/手数料を控除後) がサブ・ファンドに送金される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

(i) トータル・リターン・スワップにより取得される総リターンの100% (直接および間接的な運営コスト/手数料を控除後) がサブ・ファンドに送金される。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

ハイイールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイイールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイイールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイイールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイイールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(後略)

<訂正後>

(前略)

ハイイールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイイールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイイールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイイールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイイールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

特別買収目的会社（「SPAC」）

特別買収目的会社（「SPAC」）とは、既存の企業（以下「買収先企業」という。）の買収または合併を目的として投資元本を調達する、特別な目的を有する上場の買収会社である。買収先企業は、通常、株式公開を希望している既存の未上場の企業で、SPACによる買収またはSPACとの合併によりこれを達成し、従来の新株発行という手法を取らない。基本的に、SPACが投資家を募る段階で買収先企業の身元は明らかにされない。SPACの仕組みは複雑化することがあり、その特徴が大きく変わる可能性があり、その結果として希薄化、流動性、利益相反ならびに買収先企業の身元確認、評価および適格性に関する不確実性等の様々なリスクが発生することがある。

SPACへの投資には、SPACの株主が予定されていた買収または合併に必要な同意を与えないこと等を理由にふさわしい買収先企業が見つからないためにSPACが買収を完了できないリスク、自治体もしくはその他から必要な承認を得ることができないリスク、または買収もしくは合併が完了した後で不本意な事態になり損失が発生するリスクを伴うことについて、投資家は留意すべきである。SPACにより買収される企業またはSPACと合併する企業の株式の価格が変動することがあり、大きな金融リスクが生じることがある。

効率的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

（後略）

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

上限定率報酬には、ファンドの資産から控除される以下の報酬および追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用(買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「資産の評価」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む)。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト(目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト(該当する場合)(外国の監督当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む)。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用(外部顧問に対する報酬を含む)。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率(T E R)の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

定率報酬を採用していないファンドの各々の業務提携会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」の料率は、定率報酬の80%に定められている。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに起因する費用は、当該受益証券クラスに請求される。直接的に、または費用が一部またはすべてのサブ・ファンド/受益証券クラスに関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド/受益証券クラスの純資産価額に比例して、かかる関係があるサブ・ファンド/受益証券クラスに請求される。

「K - B」受益証券クラスのために提供される資産管理業務に関連する費用は、投資家との個別の取決めに基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは同社が承認する販売会社1社に与えられる報酬によりカバーされる。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの費用は、サブ・ファンドおよびかかる投資先の投資信託の双方において、発生することがある。サブ・ファンドの資産を投資する投資先の投資信託の管理報酬は、全ての販売手数料を考慮し、最大3%となることがある。

直接的に、または管理会社自らの委託により、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じて間接的に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、投資を行うサブ・ファンドに対して投資先の投資信託に関する発行または買戻手数料が請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料(KIID)に記載されている。

(後略)

<訂正後>

上限定率報酬には、ファンドの資産から控除される以下の報酬および追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用(買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「資産の評価」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む)。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト(目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト(該当する場合)(外国の監督当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む)。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用(外部顧問に対する報酬を含む)。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率(TER)の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合
- ・ リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

- ・ リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

- ・ 投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

定率報酬を採用していないファンドの各々の業務提携会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」の料率は、定率報酬の80%に定められている。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに起因する費用は、当該受益証券クラスに請求される。直接的に、または費用が一部またはすべてのサブ・ファンド/受益証券クラスに関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド/受益証券クラスの純資産価額に比例して、かかる関係があるサブ・ファンド/受益証券クラスに請求される。

「K-B」受益証券クラスのために提供される資産管理業務に関連する費用は、投資家との個別の取決めに基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは同社が承認する販売会社1社に与えられる報酬によりカバーされる。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの費用は、サブ・ファンドおよびかかる投資先の投資信託の双方において、発生することがある。サブ・ファンドの資産を投資する投資先の投資信託の管理報酬(成功報酬を除く。)は、全ての販売手数料を考慮し、最大3%となることがある。

直接的に、または管理会社自らの委託により、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じて間接的に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、投資を行うサブ・ファンドに対して投資先の投資信託に関する発行または買戻手数料が請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料(KIID)に記載されている。

(後略)